

平成25年度ふじみ野市行政評価外部評価委員会実施方針

1 外部評価の目的

外部評価を実施することにより、行政評価の客観性及び透明性を確保するとともに、施策や事業の必要性、成果等について検討や検証を行うことで、市民の視点に立った効率的かつ効果的な行政経営を推進する。

2 外部評価の対象

ふじみ野市総合振興計画の67施策のうち、過去に外部評価を実施した施策を除く34施策の中から次の6施策を対象とする。

	担当部	施策体系	施策内容
1	総合政策部	I-2-(2)	財政運営基盤の強化
2	総務部		
3	市民生活部	V-3-(2)	廃棄物の適正処理
4	福祉部	II-6-(4)	低所得者福祉の充実
5	健康医療部	II-1-(3)	医療体制の整備
6	都市政策部	VI-2-(2)	下水道の整備
7	教育部	III-4-(2)	文化財の保存・活用

3 評価の実施

行政評価外部評価委員は、市が実施した施策評価結果の妥当性を評価するとともに、行政評価制度の改善について意見を述べる。

(1) 評価の進め方

- ① 2部会制を廃し、委員全員で評価を行う。
- ② 委員は、第2・3・4回会議で評価を行う対象施策に対する質問票を作成し、各会議の3週間前を目処に提出する。
- ③ 施策担当部は委員からの質問に対し、回答を作成する。
- ④ 第2・3・4回会議開催に際し、事前に回答を各委員に送付する。
- ⑤ 第2・3・4回会議において、施策評価シートの内容や事前質問票に基づく担当部との質疑応答により評価を行う。
- ⑥ 第5回会議内容は、次のとおりとする。
 - ア 評価結果の発表
 - イ 定性的評価に対する市の考え方の提示
 - ウ 行政評価制度（外部評価委員会制度内容）に対する意見交換

(2) 評価の視点

- ① 調書のわかりやすさ
- ② 指標設定の妥当性
- ③ 残されている課題についての認識の妥当性
- ④ 総合評価の妥当性
- ⑤ 今後の取り組み方向の妥当性

(3) 評価の決定

- ① 評価の視点にはそれぞれ4点を配分し、委員は視点ごとに4点満点で評価する。(4点：妥当性あり、3点：概ね妥当性あり、2点：妥当性に欠ける点がある、1点：妥当性なし)
- ② 委員の合計点数により、下記の区分から選択する。

評価の視点5項目×4点×委員10人＝200点満点

施策評価結果	合計点数
① 適正な評価が行われている	175点～200点
② 概ね適正な評価が行われている	150点～174点
③ 一部適正な評価が行われていない	100点～149点
④ 適正な評価が行われていない	50点～99点

- ③ 点数評価のほか、定性的評価（意見）を取り入れる。

(4) 評価の取りまとめ

事務局は、各委員の評価及び意見を取りまとめ、報告書を作成する。

4 運営スケジュール

別紙のとおり

5 その他

(1) 外部評価会議出席者

第1回	事務局のみ
第2回	対象施策主担当部長、事務事業担当課長※必要に応じて事務事業担当者、事務局
第3回	
第4回	
第5回	対象施策主担当部長全員、事務局

(2) 第2回から第4回委員会の進め方

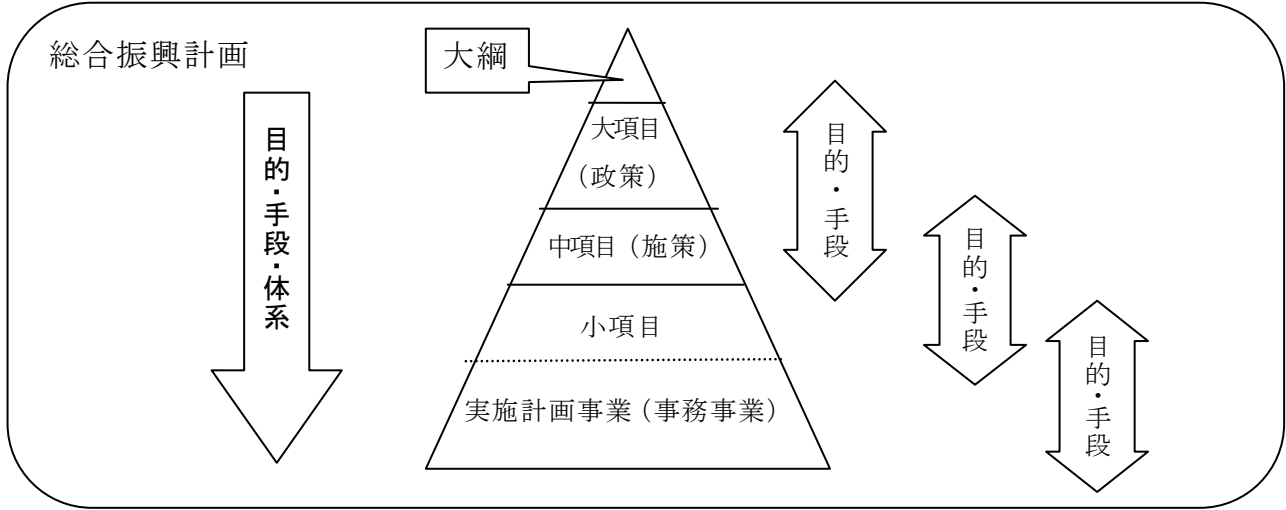
項目	所要時間 (全90分)	具体的な内容
施策の概要説明	5分	施策主担当部長から施策の概要について説明
質疑応答	65分	委員から施策または事務事業に関する質問
採点	5分	委員は各自採点し、コメントを記入する
採点の共有	10分	各委員の採点に対する感想等を共有する
採点結果発表	5分	委員長は採点結果とコメントを発表する

(3) 会議の公開について

会議はすべて公開とする。

ふじみ野市の総合振興計画と行政評価の体系

本市の行政評価は、総合振興計画における基本計画の体系に基づき、「大項目—中項目—実施計画事業」を「政策—施策—事務事業」と対応させて、施策（中項目）評価及び事務事業評価を実施している。



- ◎大項目（政策）・・・大局的な見地から目指すべき方向や目的を示すもの
- ◎中項目（施策）・・・政策目的を達成するための具体的な方策
- ◎実施計画事業（事務事業）・・・施策目的を達成するための具体的な手段

